

4 次代につなぐ環境都市

理 念

- 1 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
- 2 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
- 3 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

都市像

基本方針

I

だれもが輝く
にぎわい都市

II

未来を創る
子育て・教育都市

III

みんなで築く
健康・福祉都市

IV

次代につなぐ
環境都市

V

暮らしを守る
安全・安心都市

基本構想

«都市像の実現に向けて»

- ◆自然を活かした水とみどりのネットワークをつくります。
- ◆やすらぎとにぎわいの都市景観を形成します。
- ◆区が率先して緑化や省エネルギー対策を推進します。
- ◆3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を図ります。
- ◆環境問題への啓発を推進します。

水とみどりの豊かな都市をつくる

やすらぎとにぎわいの都市景観を形成する

環境再生のまちをめざす

環境コミュニケーションを充実する

省エネルギー等をはじめとした地球温暖化対策、ごみの発生抑制・再使用・再生利用や環境に配慮した消費生活の促進への変換といった、環境対策への取り組みを促進するとともに、水辺や身近なみどりなどの自然環境の保全・創出と都市緑化や環境共生再生まちづくりの推進により、豊かな生活環境を守り、育み、次代につなぐ環境都市を実現します。

4. 次代につなぐ環境都市

基本方針 4－1 水とみどりの豊かな都市をつくる

政策の方向

水辺やみどりがもつ多面的な機能が、区民生活において、さらに有効な資源として活用されるよう、河川や運河の水質改善を推進するとともに水辺空間の利活用を促進するための環境整備やしくみづくりを進めます。また、公共のみどりを増やしていくとともに、区民や企業の自主的なみどりづくりを支援できるようなしくみづくりと啓発活動を推進します。

現在の状況

品川区~~では~~は、これまで、「水とみどりのネットワーク構想」に基づき、しながわ区民公園やしながわ中央公園、東品川海上公園などを整備してきました。しかし、近年、「水辺」や「みどり」は、単に憩いの場、遊びの場としてだけでなく、環境教育やボランティア活動の場として、またヒートアイランド現象の緩和などの環境改善や様々な生物の生息場所、災害時の避難場所~~や船着場~~などの役割も期待されるようになっています。そこで、これまで整備してきた「水辺」や「みどり」の資源を区民生活にとって、さらに有効なものとして活用するため、「新・水とみどりのネットワーク構想」を策定しました。

品川区は臨海部に長い水際線をもち、品川浦・天王洲地区ならびに勝島・浜川・鮫洲地区（勝島運河）が東京都の「運河ルネッサンス構想」に基づく運河ルネッサンス推進地区に指定されています。これを受け、それぞれの地区の運河ルネッサンス協議会により、運河等に浮桟橋が設置され、手漕ぎボートやカヌーなどの発着に利用されています。また、天王洲や東五反田などの再開発区域内でも、河川や運河等の水辺利用の進展が見られ、水辺の魅力向上に向けた取り組みが活発化しています。

高度経済成長期、生活雑排水の流入により生き物の棲まない「死の川」となった目黒川および立会川は、その後の下水道の普及により水質が改善し、さらに、平成7年（1995年）には下水高度処理水を目黒川へ、平成14年（2002年）にはJR東京駅付近の地下湧水を立会川へ放流するなどにより、近年では環境基準を達成するレベルにまで回復してきました。

しかしながら、雨天時に合流式下水道から汚水の混ざった雨水が流れ出ること、感潮河川※1のため流れが停滞していることなどから、現在でも臭気の発生、白濁化などの問題が残っています。

「みどり」については、平成16年度（2004年度）に実施した「みどりの実態調査」によると、区の緑被率は12.7%となっており、過去10年間で1.8ポイント増加しました。品川区全体の公園面積は、大崎などの駅周辺での再開発事業にともなう公園新設や、工場跡地の取得などによる公園の整備などにより増加していますが、~~区民1人当たりの公園面積~~区の面積に占める公園面積の割合は、区部平均より低くなっています。

※1 海の干満の影響を受ける河川

今後の課題

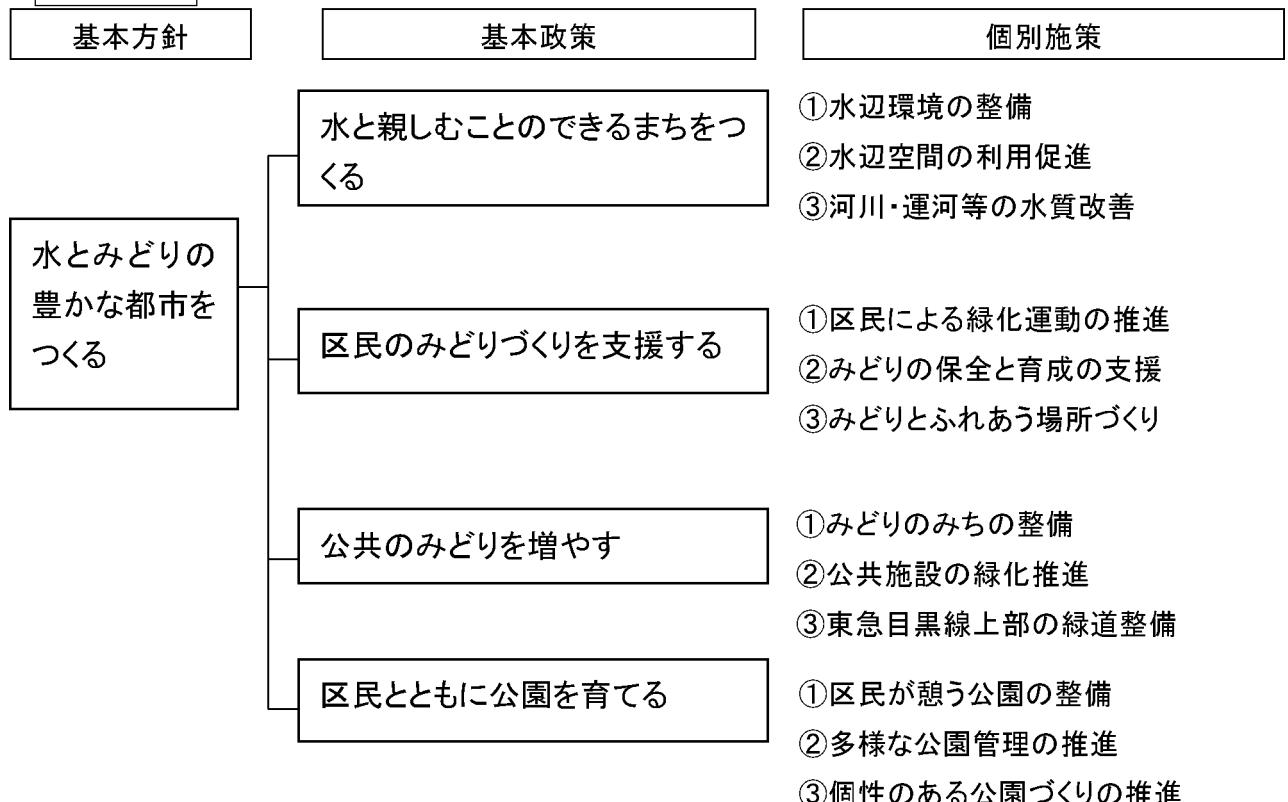
品川区は、臨海部に長い水際線をもちながら、直接水に親しめる空間が少ないので現状です。そこで、「新・水とみどりのネットワーク構想」を策定し、「運河ルネッサンス構想」などを通じて関心が高まっている水辺空間について、その利活用を促進するための環境整備やしくみづくりに取り組んでいくこととしました。

一方、土地の確保が難しいことから、今後、大規模な公園・緑地の整備を進めることは困難で、~~区民1人当たりの~~公園面積の顕著な増加は難しい状況です。そこで今後は、公園・緑地の整備や民有緑地の確保だけでなく、水辺空間の整備や民間開発により生まれた広場空間の活用なども含めた「水とみどりのネットワーク」の充実をめざします。

また、これにあわせて、みどりの増加率を示す指標として、みどりで覆われた部分の割合を示す「緑被率」に加えて、公園やみどりに水面なども含めた割合を示す「みどり率」を採用し、その増加をめざします。

今後は、水辺空間や拠点となる公園をはじめ、それらを結ぶ緑道の整備や道路、学校・公共施設等の緑化を推進していく必要があります。特に区内陸部の地域は、関東大震災以降に田畠が宅地や工場へと変わり、私鉄が次々と開業したことで、住・工・商が混在した形で都市化が進み、住宅が密集・集積している反面、全体的に公園や緑地などが不足しており、防災上の課題があります。このうち荏原地区においては、東急目黒線の立体化により 10,000 m²に及ぶ緑道が誕生する予定で、みどりのネットワーク構築を進め、災害時の地域安全性の向上と区民が憩えるみどり空間の確保の観点から、この緑道を早期に整備する必要があります。さらに、区民や企業の自主的なみどりづくりを支援できるようなしくみをつくり、啓発活動を通じてそうした活動を拡大していく必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 4-1-1：水と親しむことのできるまちをつくる

区民が直接水に親しみ利活用できるよう、河川や運河の環境改善を図り、事業者と連携し親水空間を整備するとともに、水辺空間を活用できるような機会の提供としくみづくりを進めます。

＜個別施策＞

①水辺環境の整備

区民と水とのふれあいを回復させ、うるおいのある快適な生活の実現を図るため、区民が安心して水に親しめるような空間・施設を企業やNPOなどと連携し整備します。また、観光や防災の視点からも、水辺空間を活用できるような施設の整備を進めます。

②水辺空間の利用促進

区民が身近に水を感じ、気軽に水に親しめるように、区民と協働して情報発信や機会づくりに必要な体制を構築するとともに、水辺利用の規制の緩和を誘導し、水辺空間に対する区民の多様な要望に応え、水辺の利活用を促進します。

③河川・運河等の水質改善

立会川では、白濁や臭気発生の抑制のため貧酸素化している底層部分に高濃度酸素溶解水を供給するなど、水質改善を進めます。また、目黒川においては、有効な水質改善策を策定するために、調査・実験等を行い有効な水質改善策を実施します。さらに、東京都や周辺区との連携を一層強化し河川・運河等の水質改善を進めます。

基本政策 4-1-2：区民のみどりづくりを支援する

区民や企業にもみどりづくりに関わってもらうための支援や意識の醸成を進めるとともに、区民が自発的にみどりの創出に取り組めるようなしくみづくりを進めます。

＜個別施策＞

①区民による緑化運動の推進

区民が身近なところでみどりづくりに取り組みやすい誘引策~~ように誘導・支援策を推し進めることを通じてし~~、区民によるみどりづくりを促進します。

②みどりの保全と育成の支援

区民と区との協働により、既存の自然環境やみどり空間の保全を図り、区民の環境保全に対する関心・機運の醸成を図ります。また、自然環境・みどり空間の健全な育成に寄与するような区民の活動に対する支援を促進します。

③みどりとふれあう場所づくり

既存の自然環境やみどり空間を活用したり、新たに整備することで、区民の身近な場所に自然にふれあえる空間を創出するとともに、そこでの区民の自主的活動を支援することを通じてみどりや自然・環境への理解を促進します。

基本政策 4-1-3：公共のみどりを増やす

拠点となる公園を結ぶ緑道等の整備や周辺の学校・公共施設の緑化を推進して、ネットワークの形成を促進します。

<個別施策>

①みどりのみちの整備

みどりのみちを整備することで、拠点や軸線を構成する主要公園や緑道をネットワーク化し、安全で快適な歩行空間として区民の利用促進を図るとともに、災害時の避難路としての機能の強化を図ります。

②公共施設の緑化推進

公共施設の緑化を推進することで、やすらぎやうるおいのある空間を創出し、地域環境の改善を図ります。さらに、こうしたみどりを取り込むことで、ネットワークの広がりを促進します。

③東急目黒線上部の緑道整備

東急目黒線連続立体交差事業により生まれた土地の一部（東急用地約10,000 m²）を緑道等として整備し、みどりのネットワークの構築を促進するとともに、災害に備えた地域安全性の向上、地域住民が憩えるみどりの空間の確保を図ります。

基本政策 4-1-4：区民とともに公園を育てる

ネットワークの拠点となる公園の整備を着実に進めるとともに、区民の多様なニーズに応えるため、公園整備や公園管理を多様な手法を用いて進めます。

＜個別施策＞

①区民が憩う公園の整備

区民の身近な場所に公園を整備することによって、幼児・児童から高齢者までが利用できる憩いの場・遊び場の充実を図るとともに、鳥や昆虫などの生物の生息場所の拡大、災害に備えた防災拠点機能の拡充を図ります。

②多様な公園管理の推進

公園の維持管理や利活用について、区民の多様なニーズに応えられるような手法・方策を実践して、区民の積極的な参画を促進していきます。また、公園づくりに関わる多様な区民活動に対する支援を推進します。

③個性のある公園づくりの推進

ワークショップなど子どもを含めた区民との協働による公園づくりによりで、地域性や歴史性などを活かしながら、地域が望む機能・役割を備えた、多様で個性豊かな公園づくりを進めます。

基本方針 4－2 やすらぎとにぎわいの都市景観を形成する

政策の方向

品川区の歴史・自然・文化的景観を後世まで伝えるとともに、地域の特性と個性を活かし、快適でうるおいのある区民がやすらぎを感じる都市景観の形成を進めます。また、国際都市東京の表玄関としてふさわしい、にぎわいのある都市景観の形成を進めます。

現在の状況

品川区は、旧東海道の最初の宿場という歴史的な背景や東京湾に面しているという地形的な条件など、魅力ある景観資源を数多くもっています。由緒ある寺社をもつ地区、市街地整備が進んだ地区、水辺やみどりなど自然環境が多く残る地区や庶民的で活気あふれる地区など、様々な顔があります。今後、これらの地域特性を活かした景観政策の積極的な展開が求められています。

また、平成 16 年（2004 年）、わが国ではじめての景観についての総合的な法律である「景観法」※1が施行されたことにより、基礎自治体による良好な景観形成の可能性が広がっています。

品川区は、平成 17 年（2005 年）3 月には、地域の個性や文化的な特色に根ざした景観まちづくりの基本的な指針として、「しながわ景観ガイドプラン」を策定しました。これに基づき、「景観フォーラム」（平成 17 年度（2005 年度））、「景観を考える集い」（平成 18 年度（2006 年度））を開催し、区民等へ景観意識の醸成のための取り組みを行っています。また、平成 18 年（2006 年）1 月に指定したモデル地区（旧東海道周辺地区）では景観計画策定に向けて、まちづくり協議会をはじめとしたメンバーを中心とした「景観まちづくり会議」において検討が行われています。なお、モデル地区以外の地域でも、身近なところからの景観づくりの取り組みが見られます。

※1 良好的な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずるとする法律です。

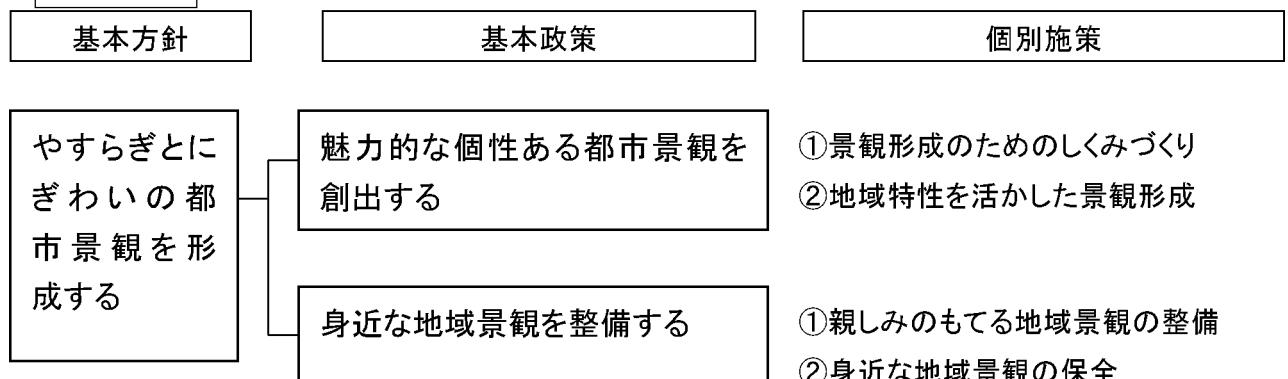
今後の課題

品川区は、区民等へ景観意識の醸成のための施策を推進してきましたが、今後も継続した取り組みが必要です。また、地域全体のまちづくりルールの合意形成が課題となっており、景観まちづくりを誘導するために、区が景観行政団体※1となり景観計画を策定し、区民とともに実効性のある政策を展開することが重要です。

まちのにぎわいを創出するためには、観光施策等と連携した景観まちづくりを進めることができます。さらに、水辺エリアにおいては、河川や運河の景観や水面から眺望する景観づくりが重要です。

※1 地域における景観行政を担う主体で、景観法に基づく区域に景観計画を定めることができます。景観計画区域では、建築物の新築などの際に、設計や施行方法などを景観行政団体の長に届け出る必要があります。なお、景観行政団体には、指定都市の区域は指定都市が、中核市の区域は中核市が、その他の区域は都道府県になりますが、特別区は東京都と協議し、その同意を得て景観行政団体となることができます。

施策体系図



政策の概要

基本政策 4-2-1：魅力的な個性ある都市景観を創出する

魅力的な個性ある都市景観を創出するため、景観形成のためのしくみづくりを推進します。また、にぎわいのある都市景観を形成していくため、歴史的なまちなみや特色ある商店街などの地域特性を活かした景観形成を推進します。

＜個別施策＞

①景観形成のためのしくみづくり

地域で合意形成の図られた内容を「景観法」に基づく「景観計画」として定め、景観まちづくりを誘導します。また、個性的で魅力ある景観づくりに寄与した区民や団体等を対象とした表彰制度を導入するなど、景観まちづくりへの意識啓発を図ります。

②地域特性を活かした景観形成

地域特性に応じた魅力ある都市景観を形成し、まちのにぎわいづくりにも資する、活力ある景観づくりを推進するとともに、災害に強い安全なまちづくりを推進するために、歴史的なまちなみや特色ある商店街等において電線類の地中化をさらに進めます。

基本政策 4-2-2：身近な地域景観を整備する

地域住民や通行者などにうるおいを与えるとともに、地域に根ざした誰もが親しめる、身近な景観づくりを進めます。また、地域に根付いた魅力ある景観の保全を検討します。

＜個別施策＞

①親しみのもてる地域景観の整備

道路に面した鉄道高架下の壁面などにおける落書き等の汚れにより、景観が阻害されています。そのため、道路擁壁等美化事業により地域住民や通行者などにうるおいを与えるとともに、親しみのある都市景観の整備を図ります。

②身近な地域景観の保全

地域に根付いた、魅力ある景観を残すまちなみや水辺などの保全を検討します。

基本方針 4－3 環境再生のまちをめざす

政策の方向

すべての区民が、地球温暖化をはじめとする地球環境問題を人類共通の課題として認識し行動する必要があります。そのため、区・区民・事業者の三者が、それぞれの責任と役割を踏まえて、具体的な取り組みを推進します。

また、地域における生活環境の保全確保や自然再生活動の推進など、身近なところから環境の確保保全・改善に向けた取り組みを進めます。

一方、区民に密着した事業として、ごみの減量やリサイクルに関する取り組みを強化するとともに、こうした活動を支えるために必要な支援を継続しながら、なお一層の啓発等を行います。

現在の状況

私たちは、地球温暖化やオゾン層の破壊、森林の減少や大気や海域の汚染、資源の枯渇など、人類の活動に起因する未曾有の危機に直面しています。このため、区民生活に直接関わる取り組みはもとより、国際的な取り組みのほか、国、自治体、産業など幅広い各方面における取り組みが求められています。また、都市部においてはヒートアイランド現象などへの対策が必要となっています。このため、区は、一事業者として区施設への環境に配慮した設備等の導入など、自ら率先行動を進めるとともに、区民・事業者が果たすべき役割を盛り込んだ「品川区環境計画」に基づき具体的な施策を進めます。

また、品川区における再開発事業においても、環境への負荷を低減する技術やしくみを活用した施設の建設や対策の誘導が実施されています。

一方、区民の身近な課題である生活環境については、大気・水環境とともにやや改善傾向が見られますが、依然として自動車の排ガスによる、大気汚染等が見られます。

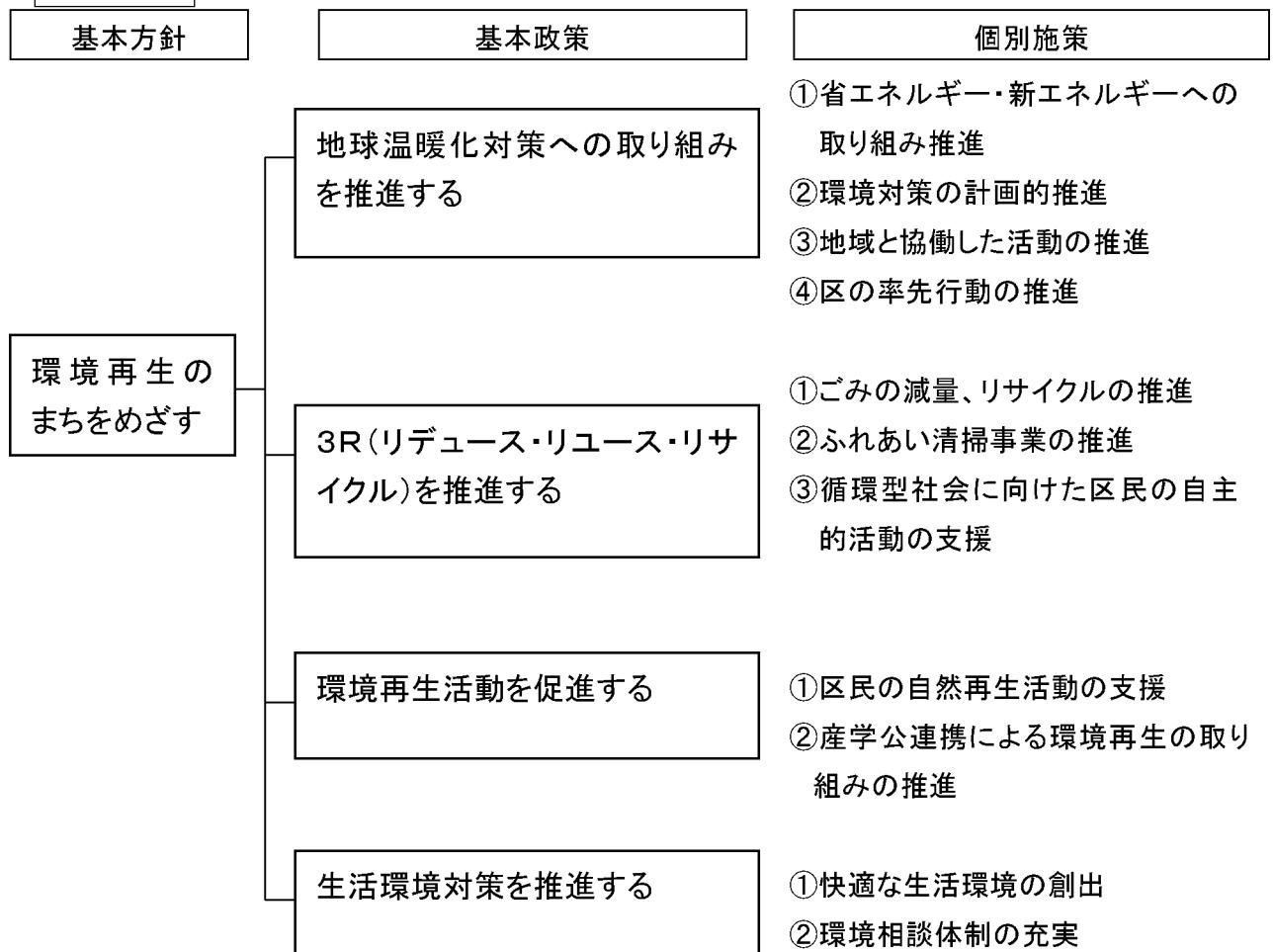
また、ごみ・リサイクルについては、平成 12 年度（2000 年度）に東京都から品川区に清掃事業が移管された後、戸別各戸収集をはじめとして区の独自性を発揮した様々な取り組みを展開してきました。その結果、区のごみ量は減少傾向である一方で、資源回収品目の拡大にともない資源の回収量は増加しており、資源循環型社会の構築に向けての取り組みの成果が出てきているところです。

今後の課題

環境再生に向け、区民一人ひとりが身近で具体的な行動への第一歩を進めることが重要です。CO₂排出量の削減や省エネルギーとなる、環境先進技術を用いた省エネ機器の導入や環境に配慮したライフスタイルの変革などが求められており、区は、こうした様々な活動を側面から支援していく必要があります。また、近年、身近な生活環境については、従来の大気・水環境の保全に加えて、有害化学物質等の新たな課題への対応等も求められています。

清掃事業については、今後、より一層の資源循環型社会の構築に向けた取り組みが求められており、さらなるごみの減量・リサイクルの推進が必要です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 4-3-1：地球温暖化対策への取り組みを推進する

CO₂の削減や省エネルギーなどのさらなる推進を図るため、区自ら率先垂範するとともに、区民や事業者への普及・啓発等を積極的に進め、広範な区民運動の展開を図ります。

＜個別施策＞

①省エネルギー・新エネルギーへの取り組み推進

地球環境を良好に次代へ引き継ぐため、限りある資源を有効に活用するとともに、省エネルギーの促進や新エネルギーの導入などの検討を進めます。

②環境対策の計画的推進

環境計画は、長期基本計画との整合およびその他の個別計画との連携を図りながら、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための中心的役割を担つております。適宜見直しさらに効果的な運用を図ります。

③地域と協働した活動の推進

地域において温室効果ガスを削減するため、区民・事業者と連携して計画的かつ総合的な取り組みを展開します。

④区の率先行動の推進

品川区は率先「品川区地球温暖化防止対策実行計画」や環境マネジメントシステムを通じて、省資源、省エネルギーなどの取り組みをさらに進めます。

基本政策 4-3-2：3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進する

循環型社会を構築するためには、区民や事業者、区がそれぞれの役割を踏まえて、ごみの発生抑制や資源の有効利用を進めることができます。このため、区は自らこうした施策を展開するとともに、区民・事業者の自主的な活動を支援して、3Rの促進を総合的に推進します。

＜個別施策＞

①ごみの減量、リサイクルの推進

ごみの発生抑制、資源の有効利用を促進し、リサイクルに関する情報の提供などの啓発事業を充実します。さらに集団回収の推進や事業系廃棄物への対応等、ごみ減量につながる効果的な取り組みを進めます。

②ふれあい清掃事業の推進

ごみ出しの困難な世帯等に対して、玄関まで収集に伺うふれあい収集を実施し、安否確認を行うとともに、高齢者見守りネットワークとの連携を図ります。

③循環型社会に向けた区民の自主的活動の支援

ごみを出さないライフスタイルを推奨するとともに、リサイクルを推進する団体を支援するなど、循環型社会に向けた区民の自主的な活動を支援します。

基本政策 4-3-3：環境再生活動を促進する

区民・事業者が環境再生への意識をもち、自然再生への活動に参加しやすくなるよう様々な活動を支援します。また、区内の動植物等の生息状況、自然環境の現状把握を行うとともに、産学公連携による共同研究を進め、その成果を環境再生活動に活かします。

＜個別施策＞

①区民の自然再生活動の支援

区内の自然環境を把握し、みどりの増加運動や「蝶の道プロジェクト」※₁を推進するとともに、「早川町の里山再生」※₂のため区民ボランティア等を派遣するなど、における区民の自然再生活動を支援します。さらに里山再生事業の拡充に向けた検討を行います。

②産学公連携による環境再生の取り組みの推進

産学公が、協働してヒートアイランド対策等の研究実証事業を行うとともに、その成果を自然再生、CO₂削減、地球温暖化対策に活かします。

※1 大都市では希少となりつつある蝶の生息環境づくりをし、蝶を増やす活動により都市の自然を再生するとともに、次代の子どもたちに命や自然の大切さを伝える事業です。

※2 平成2年に「ふるさと交流協定」を結び交流を続けている山梨県早川町の通称「丸山」での、森林育成活動（下刈り、間伐など）です。

基本政策 4-3-4：生活環境対策を推進する

身近な環境問題や有害化学物質などの環境問題に対応するため、現状把握に努め、国や都および関係機関と連携した対策を進めます。また、地域の環境データを収集して、環境対策等に活用するとともに身近な環境事象への対応や環境相談体制の充実を図ります。

＜個別施策＞

①快適な生活環境の創出

地域の環境データの収集を行い、自動車公害対策や新たな環境事象への対応に活用します。

②環境相談体制の充実

環境相談体制の充実により、カラス対策をはじめとする身近な環境事象への対応を推進します。

基本方針 4－4 環境コミュニケーションを充実する

政策の方向

今日の環境問題を解決するためには、個別の対症療法的な取り組みだけではなく、社会全体での総合的な取り組みが必要です。

区は、これまで区民の一斉活動などの啓発活動を行ってきました。これをさらに推し進めるために、区が区民や事業者と積極的に会話し、環境再生のためにそれぞれの立場で何ができるのか、どのような分野で協働できるのかなどを明らかにし、区民の創意を活かした実践活動を進めます。

現在の状況

品川区は、区や区民・事業者が果たすべき役割などを盛り込んだ「品川区環境計画」を平成15年（2003年）8月に策定して具体的な取り組みを推進してきました。その一環として区民への環境情報の収集、発信や活動拠点となる「環境情報活動センター」を設置して、環境活動団体への支援や育成を図っています。また、環境学習講座の開催（エコスクール）、環境活動団体の顕彰と紹介など人と活動のネットワーク化を推進し、環境コミュニティの形成を図っています。

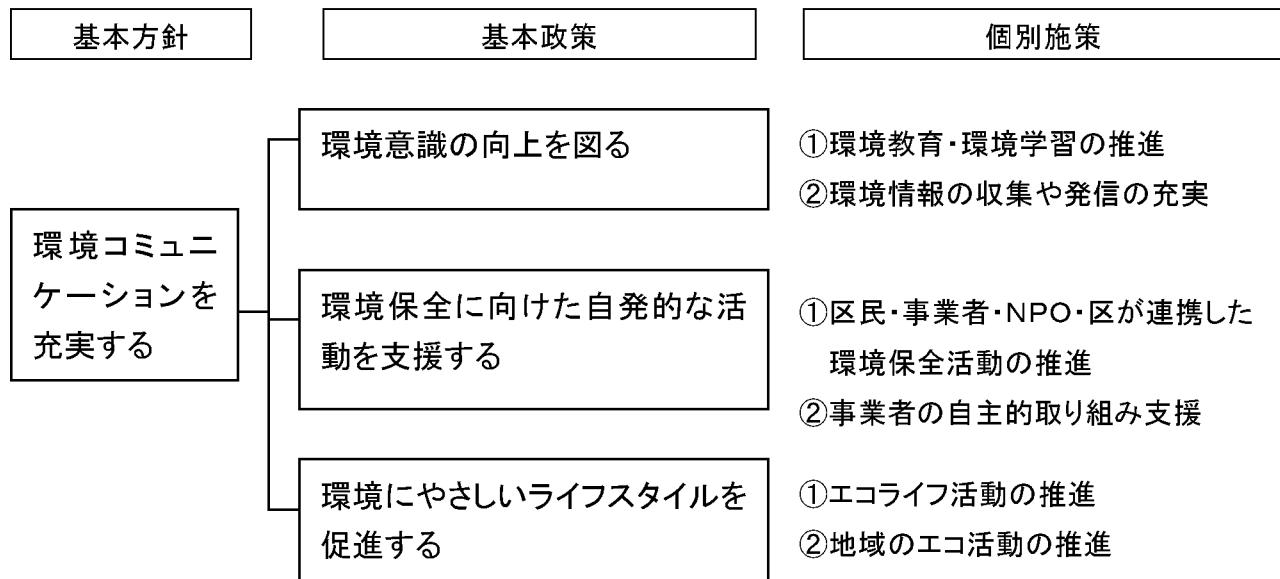
さらには、環境にやさしいライフスタイルの普及のため、マイバッグ運動や、小中学校や家庭での環境ISOの手法を活かした取り組みを推進しています。

今後の課題

これまでホームページを通じて、区内の大気の状況や地表温の計測データなどをリアルタイムに発信していましたが、今後も環境意識の向上を図るため、環境情報の収集と発信の拡充が必要です。また、地域のエコライフ活動の核となる環境リーダーを養成して町会・自治会、事業者やNPOと連携・協力して活動を広げていくことが不可欠です。「環境情報活動センター」が区民の環境活動の拠点となるよう、さらに機能の充実を図るとともに、住まいや暮らしの中で工夫を凝らし、環境にやさしいライフスタイルを推進する地区エコ活動が拡大発展するよう多様な支援を行うことが必要です。

また、区民、とりわけ次代を担う子どもたちを中心として環境学習会や発表会を開催し、環境教育、環境学習をさらに推進することが重要な課題となっています。

施策体系図



【環境コミュニケーション】

国の環境基本計画では「持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聴き、討議することにより、お互いの理解と納得を深めること。」という意味で用いられており、現在では行政や企業の環境活動で使われるようになってきています。区でもこのようなことを通じて、区民や事業者の方と協働して環境活動を進めていきたいと考えています。

政策の概要

基本政策 4-4-1：環境意識の向上を図る

学校教育や生涯学習の場など様々な機会を活用して、環境教育を充実するとともに、環境情報の収集・発信・ネットワーク化のさらなる充実を図ります。

＜個別施策＞

①環境教育・環境学習の推進

区民一人ひとりの具体的な環境への取り組みのために、環境問題についての正しい理解を促進し、環境に配慮した生活や行動を推奨し支援します。

②環境情報の収集や発信の充実

区民や事業者の様々な環境活動を促進するため、環境情報活動センターを核として環境情報の収集や発信のなお一層の充実を図ります。

基本政策 4-4-2：環境保全に向けた自発的な活動を支援する

効果的に環境保全の取り組みが行えるよう区民、町会・自治会、事業者、NPO等の環境活動団体との連携を強化します。また、事業者が行う省エネルギー対策などによるCO₂削減の取り組みを支援します。

＜個別施策＞

①区民・事業者・NPO・区が連携した環境保全活動の推進

環境情報活動センターを中心として、区民や町会・自治会、事業者、NPO等の環境活動団体の支援や育成を図り環境ネットワークの形成を図ります。

②事業者の自主的取り組み支援

事業者が環境に配慮した事業の運営を推進するため、環境マネジメントシステムの導入や環境経営の支援を行います。

基本政策 4-4-3：環境にやさしいライフスタイルを促進する

区民一人ひとりの行動が環境再生へつながるよう、環境にやさしいライフスタイルの推奨、地域におけるエコ活動を支援し、身近なところからできる環境行動を促進します。

<個別施策>

①エコライフ活動の推進

環境にやさしいライフスタイルの促進のため、エコドライブ、マイバッグ運動を推進します。

②地域のエコ活動の推進

打ち水運動、省エネの日など、区民の参加しやすい状況をつくり、地域で一斉に行動できる体制を整備し拡大します。